

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	スマート県庁推進課 生 活 衛 生 課
○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	//
○長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
○福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則	医 療 人 材 対 策 室
○長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則	//
○長崎県専門医師確保対資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	長 寿 社 会 課
○長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則	障 害 福 祉 課
	こ ども 未 来 課
	港 湾 課
	//
○長崎県県営空港条例施行規則の一部を改正する規則	建 築 課
○長崎県福江港ターミナルビル条例施行規則を廃止する規則	会 計 課
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	
○長崎県財務規則の一部を改正する規則	
◎ 告 示	
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	長 寿 社 会 課
・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	//
・介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止の届出	//
・介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止の届出	//
・指定管理者の指定	新 産 業 推 進 課
・指定公金事務取扱者の指定	//
・障害者就業・生活支援センターの事務所所在地の変更	雇 用 労 働 政 策 課
・道路の区域変更（3件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（4件）	//
・電線共同溝を整備すべき道路の指定	//
・令和元年11月15日国土交通省告示第786号第2項の規定に基づく気候風土適応住宅の基準を定める件	建 築 課
○出納員の事務の再委任の一部改正	会 計 課
○長崎県財務規則第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料の一部改正	//
◎ 公 告	
・肥料登録の失効	農 業 イ ノ ベーション 推 進 室
◎ 教育委員会告示	
・県指定文化財の指定	学 芸 文 化 課

◎ 人事委員会公告

・ 不服申立て事案の却下決定に係る公示送付

人事委員会事務局

◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告

・ 定期監査結果に基づく措置の公表

有明海自動車航送船組合

規 則

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第9号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第4条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う外国人の進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8)及び(9) 略	第4条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う外国人の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (8)及び(9) 略
第10条 条例別表第2の2の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報 ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この条及び第23条において「要保護者等」という。）に係る同法第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施、第24条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う外国人の保護の変更、第25条第1項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の変更若しくは第26条の規定に準じて行う外国人の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）又は第55条の4第1項の規定に準じて行う外国人の就労自立給付金若しくは第55条の5第1項の規定に準じて行う外国人の <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報 イ～エ 略 (2)～(5) 略	第10条 条例別表第2の2の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。 (1) 生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報 ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この条及び第23条において「要保護者等」という。）に係る同法第19条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の実施、第24条第1項の規定に準じて行う外国人の保護の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う外国人の保護の変更、第25条第1項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の開始若しくは同条第2項の規定に準じて行う職権による外国人の保護の変更若しくは第26条の規定に準じて行う外国人の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「外国人保護実施関係情報」という。）又は第55条の4第1項の規定に準じて行う外国人の就労自立給付金若しくは第55条の5第1項の規定に準じて行う外国人の <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報 イ～エ 略 (2)～(5) 略
第11条 条例別表第2の3の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の	第11条 条例別表第2の3の項事務の欄の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項特定個人情報の欄の

規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第4条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

ア～ケ 略

コ 外国人要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施、第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学・就職準備給付金の支給に関する情報

サ～タ 略

(2)～(5) 略

規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 第4条第1号に規定する事務 次に掲げる情報

ア～ケ 略

コ 外国人要保護者等に係る生活保護法第19条第1項の保護の決定及び実施、第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）、生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報又は同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に関する情報

サ～タ 略

(2)～(5) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第10号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（書類の経由） 第2条 法、政令、省令又はこの細則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、住所地を管轄する保健所長（長崎市及び佐世保市にあっては、当該市とする。）を経由しなければならない。ただし、他の都道府県に住所を有する者が提出する書類及び「<u>長崎県電子申請システム（以下「システム」という。）</u>」を利用して提出する場合にあっては、この限りでない。 （受験願書） 第8条 試験を受けようとする者は、受験願書（様式第5号）及び写真（最近6箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の縦4センチメートル、横3センチメートルのサイズで、裏面に氏名を記載したもの。<u>ただし、システムを利用する場合は、最近6箇月以内に撮影した電子データ</u>）に、次の各号の区分により当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)～(3) 略	（書類の経由） 第2条 法、政令、省令又はこの細則の規定により知事に提出する申請書その他の書類は、住所地を管轄する保健所長（長崎市及び佐世保市にあっては、当該市とする。）を経由しなければならない。ただし、他の都道府県に住所を有する者が提出する書類及び<u>養成施設に係るもの</u>にあっては、この限りでない。 （受験願書） 第8条 試験を受けようとする者は、受験願書（様式第5号）、履歴書及び写真（最近6箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の縦4センチメートル、横3センチメートルの<u>もので、裏面に氏名を記載したもの</u>）に、次の各号の区分により当該各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)～(3) 略

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

製菓衛生師免許申請書	
年 月 日	
長崎県知事	様
(ふりがな) 氏 名	
製菓衛生師の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
本 籍 (外国人の場合は国籍)	都道府県
住 所	〒 ー 電話番号 ()
生 年 月 日	年 月 日
合格した製菓衛生師試験の年月及び施行者	年 月 都道府県 知事施行製菓衛生師試験合格
製菓衛生師法第8条の規定による免許の取消処分の有無(あるときは、処分都道府県知事名、処分年月日及び処分を受けた理由)	有 ・ 無
麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者に該当の有無	有 ・ 無
添 付 書 類	1 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(本籍地の確認のできるものに限る。)外国人のうち、中長期在留者及び特別永住者の場合は、住民票の写し(国籍等を確認できるものに限る。)、その他の外国人は、旅券その他の身分を証する書類の写し 2 試験合格証書(本県で実施した製菓衛生師試験に合格した者を除く。)

様式第5号を次のように改める。
様式第5号（第8条関係）

製菓衛生師試験受験願書	
年 月 日	
長崎県知事	様 (ふりがな) 氏 名
製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。	
住 所	〒 ー 電話番号 ()
生 年 月 日	年 月 日
受 験 資 格	1 製菓衛生師法第5条第1号に該当 2 製菓衛生師法第5条第2号に該当 3 製菓衛生師法附則第2項に該当
試験科目（製菓理論及び実技）の免除に必要な資格	有 無

備考 1 「受験資格」欄及び「試験科目（製菓理論及び実技）の免除に必要な資格」欄は、該当するものを選択すること。

2 受験資格を証する書類を添付すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の様式のうち、この規則による改正後の規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第11号

長崎県食品衛生に関する規則の一部を改正する規則

長崎県食品衛生に関する規則（平成12年長崎県規則第56号）の一部を次のように改正する。

様式第4号を次のように改める。
 様式第4号（第5条、第10条関係）
 別紙1—1

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届(新規、継続)

食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
 申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名				年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)		資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥		
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。		受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日		
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載			
	自動販売機の型番		業態			
	HACCPの取組		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					☐
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					☐
営業届出	営 業 の 形 態				備考	
	1					
	2					
	3					
担当者	(ふりがな)				電話番号	
	担当者氏名					

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	☐ ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設			☐
	(ふりがな)	認定番号等		
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合			
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐	
	☐ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果		☐	
	☐		☐	
	☐		☐	
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日	営 業 の 種 類		備考
	1	年 月 日		
	2	年 月 日		
	3	年 月 日		
	4	年 月 日		
備考				

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第7条、第10条関係）

【表面(白抜き箇所)：許可・届出共通】 別紙2-1

※赤枠内については変更がある項目のみ記載して下さい。
※変更がある項目については、項目名を○で囲んでください。

年 月 日

整理番号：
※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届(変更)

食品衛生法施行規則(第71条)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：	法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
	申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☒
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別	☐ ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング		
	(ふりがな)	資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要	受講した講習会	講習会名称	年 月 日
	使用水の種類	自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水			
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設			☐
	(ふりがな)			
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等		
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面 ☐ ☐ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐			
	許可の番号及び許可年月日	営 業 の 種 類		備考
	1 年 月 日			
	2 年 月 日			
営業許可業種	3 年 月 日			
	4 年 月 日			
備考				

様式第9号を次のように改める。

様式第9号（第9条、第10条関係）

【表面(白抜き箇所)：許可・届出共通】 別紙3—1

年 月 日

※赤枠内は、必ず記載して下さい。

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

殿

営業許可申請書・営業届(廃業)

食品衛生法施行規則(第71条の2)の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。(□)

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		(生年月日)
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		年 月 日生
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号又は商号		
	(ふりがな)	資格の種類	食管・食監・調・製・栄・管栄・船舶・と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	受講した講習会	都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	
	自動販売機の型番	業態	
	HACCPの取組	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 ☐ HACCPに基づく衛生管理 ☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理	
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設	☐	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。	☐	
営業届出	営 業 の 形 態		備考
	1		
	2		
	3		
廃業年月日			
担当者	(ふりがな)	電話番号	
	担当者氏名		

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係			該当には ☐	
	(1)	食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していないこと。		☐	
	(2)	食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐	
	(3)	法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。		☐	
営業施設情報	令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐ ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) ☐ ②加糖粉乳 ☐ ⑤魚肉ハム ☐ ⑧食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) ☐ ③調製粉乳 ☐ ⑥魚肉ソーセージ ☐ ⑨マーガリン ☐ ⑪添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) ☐ ④食肉製品 ☐ ⑦放射線照射食品 ☐ ⑩ショートニング				
	(ふりがな)		資格の種類		
	食品衛生管理者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要		受講した講習会	講習会名称 年 月 日	
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合		
	① 水道水 (☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道) ② ☐ ①以外の飲用に適する水				
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設		☐	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	☐
	ふぐの処理を行う施設				☐
	(ふりがな)				
	ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等		
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐		
	☐ (飲用に適する水使用の場合)水質検査の結果		☐		
	☐		☐		
	☐		☐		
営業許可業種	許可の番号及び許可年月日		営 業 の 種 類		備考
	1	年 月 日			
	2	年 月 日			
	3	年 月 日			
	4	年 月 日			
備考					

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の様式のうち、この規則による改正後の規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第12号

福祉事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則
福祉事務に関する権限委任規則（昭和55年長崎県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 2 項の規定により、長崎県福祉事務所設置条例（昭和26年長崎県条例第61号）第 1 条に定める福祉事務所の所管区域における事務については、条例又は他の規則により委任されるもののほか、知事の権限に属する次に掲げる事務を当該福祉事務所に長に委任する。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条から第28条までの規定による保護の開始、変更、停止及び廃止、被保護者に対する指導及び指示、 <u>要保護者からの相談及び要保護者に対する助言、調整会議並びに要保護者に対する報告の求め、調査及び検診に関すること。</u> (2)～(3)の 2 略 (3)の 3 生活保護法第55条の 5 及び第55条の 6 の規定による <u>進学・就職準備給付金</u> の支給及び報告に関すること。 (3)の 4 及び(3)の 5 略 (3)の 6 <u>生活保護法第55条の10の規定による子どもの進路選択支援事業等の実施に関すること。</u> (3)の 7 <u>生活保護法第55条の11の規定による特定被保護者対象事業の利用に関すること。</u> (4)～(29) 略	第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第 2 項の規定により、長崎県福祉事務所設置条例（昭和26年長崎県条例第61号）第 1 条に定める福祉事務所の所管区域における事務については、条例又は他の規則により委任されるもののほか、知事の権限に属する次に掲げる事務を当該福祉事務所に長に委任する。 (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条から第28条までの規定による保護の開始、変更、停止、廃止、被保護者に対する指導及び指示、相談及び助言並びに要保護者に対する報告の求め、調査及び検診に関すること。 (2)～(3)の 2 略 (3)の 3 生活保護法第55条の 5 及び第55条の 6 の規定による <u>進学準備給付金</u> の支給及び報告に関すること。 (3)の 4 及び(3)の 5 略 (4)～(29) 略

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第13号

長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則
長崎県医学修学資金等貸与条例施行規則（平成17年長崎県規則第37号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表（第11条関係） 略 知事が指定する長崎県立こども医療福祉センター 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（産	別表（第11条関係） 略 知事が指定する長崎県立こども医療福祉センター 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター（産

を図るべき医療機関	婦人科、救急集中治療科） 国民健康保険 平戸市民病院	を図るべき医療機関	婦人科） 国民健康保険平戸市民病院
-----------	-------------------------------	-----------	-------------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第14号

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県専門医師確保対策資金貸与条例施行規則（平成24年長崎県規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）
略	略
救急科 甲 佐世保市総合医療センター	救急科 長崎大学病院 長崎医療センター 長崎みなと メディカルセンター 佐世保市総合医療セン ター
乙 長崎大学病院 長崎医療センター 長崎 みなとメディカルセンター	
略	略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第15号

長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 長崎県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員の基準）	（職員の基準）
第6条 条例第13条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	第6条 条例第13条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
(1)～(5) 略	(1)～(5) 略
(6) 栄養士又は管理栄養士 1以上	(6) 栄養士 1以上
(7) 略	(7) 略
2～11 略	2～11 略
12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型養護老人ホームの職員を置かないことができる。	12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士及び調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員に相当するサテライト型養護老人ホームの職員を置かないことができる。

(1) 養護老人ホーム 生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の職員	(1) 養護老人ホーム 生活相談員、 <u>栄養士又は調理員</u> 、事務員その他の職員
(2) 介護老人保健施設 支援相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の職員	(2) 介護老人保健施設 支援相談員、 <u>栄養士又は調理員</u> 、事務員その他の職員
(3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u> 又は調理員、事務員その他の従業者	(3) 介護医療院 <u>栄養士又は調理員</u> 、事務員その他の従業者
(4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u> （病床数100以上の病院の場合に限る。）	(4) 病院 <u>栄養士</u> （病床数100以上の病院の場合に限る。）
(5) 略	(5) 略

（長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 長崎県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員の基準） 第7条 条例第12条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)及び(7) 略 2～8 略 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 （職員の基準） 第17条 条例第47条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (6)及び(7) 略 2～8 略 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士若しくは</u>	（職員の基準） 第7条 条例第12条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)及び(7) 略 2～8 略 9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 （職員の基準） 第17条 条例第47条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>栄養士</u> 1以上 (6)及び(7) 略 2～8 略 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能

は管理栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士又は管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。） (5) 略 10及び11 略 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（法第41条第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所（法第42条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）若しくは併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は法第8条第11項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる法第42条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる法第54条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13～15 略	訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。 (1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員 (2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士</u>、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者 (3) 介護医療院 <u>栄養士</u>又は調理員、事務員その他の従業者 (4) 病院 <u>栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。） (5) 略 10及び11 略 12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所（法第41条第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第7項に規定する通所介護を行う事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型通所介護事業所（法第42条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護を行う事業所をいう。）若しくは併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は法第8条第11項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）に併設されている事業所において行われる法第42条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる法第54条の2第1項の規定による指定を受けた事業者が行う法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士</u>、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13～15 略
---	--

（長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 長崎県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（職員の基準） 第6条 条例第12条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。	（職員の基準） 第6条 条例第12条第2項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略 (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (5)及び(6) 略 2～9 略 10 第1項第4号の栄養士又は管理栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 11～13 略 附 則 1～3 略 (軽費老人ホームA型の職員の基準) 4 条例附則第13項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (6)～(8) 略 5～11 略 12 第4項第5号の栄養士又は管理栄養士は、常勤の者でなければならない。 13～19 略	(1)～(3) 略 (4) 栄養士 1以上 (5)及び(6) 略 2～9 略 10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。 11～13 略 附 則 1～3 略 (軽費老人ホームA型の職員の基準) 4 条例附則第13項に規定する規則で定める職員の員数及びその算定方法の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 栄養士 1以上 (6)～(8) 略 5～11 略 12 第4項第5号の栄養士は、常勤の者でなければならない。 13～19 略
--	--

(長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 長崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(従業者の基準) 第58条 条例第148条第2項に規定する規則で定める指定短期入所生活介護事業者が当該指定短期入所生活事業所ごとに置くべき短期入所生活介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (5)及び(6) 略 (基準該当短期入所生活介護に係る従業者の基準) 第71条 条例第183条第2項に規定する規則で定める基準該当短期入所生活介護事業者が当該基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき短期入所介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる短期入所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 栄養士又は管理栄養士 1以上 (4)及び(5) 略 2～5 略 (従業者の基準) 第74条 条例第190条に規定する規則に定める指定短期入所療養生活介護事業者が当該指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をい	(従業者の基準) 第58条 条例第148条第2項に規定する規則で定める指定短期入所生活介護事業者が当該指定短期入所生活事業所ごとに置くべき短期入所生活介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 栄養士 1以上 (5)及び(6) 略 (基準該当短期入所生活介護に係る従業者の基準) 第71条 条例第183条第2項に規定する規則で定める基準該当短期入所生活介護事業者が当該基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき短期入所介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる短期入所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) 栄養士 1以上 (4)及び(5) 略 2～5 略 (従業者の基準) 第74条 条例第190条に規定する規則に定める指定短期入所療養生活介護事業者が当該指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をい

う。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数 それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（予防条例第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（予防条例173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第79条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(3) 略

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数 それぞれ利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

2 略

附 則

1 及び 2 略

- 3 条例附則第2項に規定する規則で定める指定短期入所療養介護事業所（第74条第1項第2号に該当するものを除く。）に置くべき短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

- (4) 栄養士又は管理栄養士 病床数が100以上の病院であるものにあっては1以上

(5) 略

4～19 略

う。以下この章において同じ。)、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数 それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（予防条例第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（予防条例173条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第79条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

- (2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(3) 略

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

2 略

附 則

1 及び 2 略

- 3 条例附則第2項に規定する規則で定める指定短期入所療養介護事業所（第74条第1項第2号に該当するものを除く。）に置くべき短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

- (4) 栄養士 病床数が100以上の病院であるものにあっては1以上

(5) 略

4～19 略

（長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 長崎県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（従業者の基準）	（従業者の基準）

第54条 条例第130条第2項に規定する規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者が当該介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所生活介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(5)及び(6) 略

2 略

(基準該当介護予防短期入所生活介護に係る従業者の基準)

第70条 条例第167条第2項に規定する規則で定める基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき基準該当介護予防短期入所生活介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 栄養士又は管理栄養士 1以上

(4)及び(5) 略

2～5 略

(従業者の基準)

第73条 条例第174条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この条から第86条までにおいて同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士 それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（居宅条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（居宅条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第77条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士又は管理栄養士及び理学療法士又は作業療法士 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

第54条 条例第130条第2項に規定する規則で定める指定介護予防短期入所生活介護事業者が当該介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所生活介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 栄養士 1以上

(5)及び(6) 略

2 略

(基準該当介護予防短期入所生活介護に係る従業者の基準)

第70条 条例第167条第2項に規定する規則で定める基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき基準該当介護予防短期入所生活介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる基準該当介護予防短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)及び(2) 略

(3) 栄養士 1以上

(4)及び(5) 略

2～5 略

(従業者の基準)

第73条 条例第174条に規定する規則で定める指定介護予防短期入所療養介護事業者が当該指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに置くべき介護予防短期入所療養介護従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる介護予防短期入所療養介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この条から第86条までにおいて同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士 それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（居宅条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（居宅条例第189条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第77条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士 それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(3) 略	(3) 略
(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士又は管理栄養士の員数 それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。	(4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数 それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。
2 略	2 略

（長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第6条 長崎県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（従業者の基準） 第3条 略 2～11 略 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13 略	（従業者の基準） 第3条 略 2～11 略 12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 13 略

（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第7条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第4条 条例第7条第4項に規定する規則で定める同条第1項の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (4)及び(5) 略 2～4 略 5 第1項（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達	第4条 条例第7条第4項に規定する規則で定める同条第1項の指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)及び(2) 略 (3) <u>栄養士</u> 1以上 (4)及び(5) 略 2～4 略 5 第1項（第1号を除く。）及び第2項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達

支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 6及び7 略	支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の<u>栄養士及び同項第4号の調理員</u>については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 6及び7 略
---	--

（長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長崎県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（従業者の基準） 第3条 条例第5条第3項に規定する規則で定める指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上 (5)及び(6) 略 2 略 3 前項各号（第1号を除く。）及び条例第5条第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第5号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	（従業者の基準） 第3条 条例第5条第3項に規定する規則で定める指定福祉型障害児入所施設の従業者の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>栄養士</u> 1以上 (5)及び(6) 略 2 略 3 前項各号（第1号を除く。）及び条例第5条第2項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項第4号の<u>栄養士及び同項第5号の調理員</u>については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

（長崎県認定こども園の認定等に関する規則の一部改正）

第9条 長崎県認定こども園の認定等に関する規則（平成18年長崎県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（施設設備） 第4条 略 2 略 3 条例第6条第7項に規定する規則で定める要件は、食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることのほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 当該認定こども園又は保健所、市町等に配置されている<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制等が確保されていること。 (3)～(5) 略	（施設設備） 第4条 略 2 略 3 条例第6条第7項に規定する規則で定める要件は、食事の提供に必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることのほか、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) 当該認定こども園又は保健所、市町等に配置されている<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制等が確保されていること。 (3)～(5) 略

（長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部改正）

第10条 長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年長崎県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（食事の特例の要件）	（食事の特例の要件）

第4条 条例第51条に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3)～(5) 略

第4条 条例第51条に規定する規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 当該保育所又は他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3)～(5) 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長崎県県営空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第16号

長崎県県営空港条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県県営空港条例施行規則（昭和47年長崎県規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号

空港施設使用（変更）届書

長崎県知事 様		年 月 日	
		申請者住所 氏 名 (法人にあっては名称及び代表者氏名)	
長崎県県営空港条例第3条の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
1	使用しようとする 空 港 名		
2	使用しようとする 空 港 施 設	(ア) 滑走路 (イ) エプロン (ウ) 誘導路	
3	航 空 機 の 最 大 離 着 陸 重 量	キログラム	
4	航 空 機 分 類 等 級 また は タ イ ヤ 圧		
5	使 用 の 目 的	(ア) 定期航空運送事業 (イ) 不定期航空運送事業 (ウ) 航空機使用事業 (エ) その他	
6	使用予定航空機の型式 及び国籍登録の記号		
7	使 用 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
8	航 空 路 線	_____空港～_____空港～_____空港	
9	そ の 他		
※1	使 用 料	(ア) 即 時 着 陸 料 円 停留料 円 (イ) 一 括 夜間照明料 円	
※2	納 入 通 知 書 発 行 年 月 日	(ア) 発行年月日 年 月 日 (イ) 納付期限 年 月 日	
※3	取 扱 者	職 名 氏 名	

注1 ※印欄は記入しないこと。

2 4には1の使用しようとする空港名が福江空港、壱岐空港及び対馬空港の場合は航空機分類等級を記入、上五島空港及び小値賀空港の場合はタイヤ圧を記入すること。

3 5の(ウ)又は(エ)に該当するときは9にその目的を詳記すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県福江港ターミナルビル条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第17号

長崎県福江港ターミナルビル条例施行規則を廃止する規則
長崎県福江港ターミナルビル条例施行規則（平成16年長崎県規則第74号）は、廃止する。
附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第18号

建築士法施行細則の一部を改正する規則
建築士法施行細則（昭和26年長崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（登録事項） 第5条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 氏名 (3)～(6) 略	（登録事項） 第5条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 氏名、 <u>生年月日及び性別</u> (3) <u>勤務先の名称及び所在地</u> (4)～(7) 略 (8) <u>その他知事が必要と認める事項</u>

様式第1号中「

本	籍		性別	男口	女口
---	---	--	----	----	----

」を「

本	籍	
---	---	--

」

に、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

長崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第19号

長崎県財務規則の一部を改正する規則
長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前												
別表第3（第6条関係） <table border="1"><tr><th>課・かい等名</th><th>職名</th></tr><tr><td><u>諫早食肉衛生</u> <u>検査所</u></td><td>検査管理課長</td></tr><tr><td><u>川棚食肉衛生</u> <u>検査所</u></td><td>検査課長</td></tr></table>	課・かい等名	職名	<u>諫早食肉衛生</u> <u>検査所</u>	検査管理課長	<u>川棚食肉衛生</u> <u>検査所</u>	検査課長	別表第3（第6条関係） <table border="1"><tr><th>課・かい等名</th><th>職名</th></tr><tr><td><u>各食肉衛生検</u> <u>査所</u></td><td>検査管理課長</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	課・かい等名	職名	<u>各食肉衛生検</u> <u>査所</u>	検査管理課長		
課・かい等名	職名												
<u>諫早食肉衛生</u> <u>検査所</u>	検査管理課長												
<u>川棚食肉衛生</u> <u>検査所</u>	検査課長												
課・かい等名	職名												
<u>各食肉衛生検</u> <u>査所</u>	検査管理課長												
別表第4（第6条関係） <table border="1"><tr><th>かい名</th><th>職名</th></tr><tr><td>窯業技術セン ター</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	かい名	職名	窯業技術セン ター	略			別表第4（第6条関係） <table border="1"><tr><th>かい名</th><th>職名</th></tr><tr><td>窯業技術セン ター</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	かい名	職名	窯業技術セン ター	略		
かい名	職名												
窯業技術セン ター	略												
かい名	職名												
窯業技術セン ター	略												

長崎高等技術 専門校	総務課専門幹（専門幹を置かないときは 係長（係長が2名以上の場合にあっては 上席の係長））		
総合水産試験 場	総務課係長（係長が2名以上の場合に あっては上席の係長）	総合水産試験 場	同
略		略	
各中学校	副参事（副参事が2名以上の場合にあっ ては、かいの長が指名するもの（副参事 を置かないときは主任（主任が2名以上 の場合にあっては、かいの長が指名する もの）））	各中学校	主任（主任が2名以上の場合にあって は、かいの長が指名するもの）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第175号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
医療法人重工記念長崎病院	長崎市丸尾町6番17号	令和7年4月1日	令和10年3月31日
佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9番地3	令和7年4月1日	令和10年3月31日
独立行政法人労働者健康安全機構 長崎労災病院	佐世保市瀬戸越2丁目12番5号	令和7年4月1日	令和10年3月31日

長崎県告示第176号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者として指定した。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの 種類
4260490307	フォーリーフ 諫早訪問看護 ステーション	長崎県諫早市永昌 町10番8号 江口 貸事務所2F202 号	合同会社アー ケオプテリク ス	代表社員 才津 康隆	長崎県長崎市住吉 町3番1号	令和6年9月1日	訪問看護
4270301379	デイサービス カフー	長崎県島原市秩父 が浦町丁3531-4	株式会社APYG	代表取締役 吉岡 佳佑	長崎県島原市秩父 が浦町丁3531-4	令和6年9月1日	通所介護
4270301395	ケアサポート アミスヴィラ 森岳	長崎県島原市城内 一丁目1836-1	社会福祉法人 駿光会	理事長 野 口 博司	熊本県熊本市中央 区本荘5丁目10- 23	令和6年9月24日	訪問介護

4260390077	キュアサポート アミスヴィラ森岳	長崎県島原市城内1丁目1836-1	社会福祉法人駿光会	理事長 野口 博司	熊本県熊本市中央区本荘5丁目10-23	令和6年9月24日	訪問看護
4261190112	ケアランド訪問看護ステーション	長崎県西彼杵郡時津町浦郷428番地13	一般社団法人在宅支援長崎	代表理事 下村 千枝子	長崎県西彼杵郡時津町浦郷428番地13	令和6年10月1日	訪問看護
4270301387	デイサークルアミスヴィラ森岳	長崎県島原市城内1丁目1836-1	社会福祉法人駿光会	理事長 野口 博司	熊本県熊本市中央区本荘5丁目10-23	令和6年10月1日	通所介護
4270301403	合同会社 まぎーリーふヘルパーステーション みんなのちから	長崎県島原市亀の甲町乙1638-6	合同会社 まぎーリーふ	代表社員 山本 千恵	長崎県島原市亀の甲町乙1636	令和6年11月1日	訪問介護
4260590221	訪問看護ステーション ONE SKY	長崎県大村市荒瀬町1148-5	ONE SKY合同会社	代表社員 山口 祐太朗	長崎県大村市荒瀬町1148-6	令和6年11月1日	訪問看護
4252380011	短期入所生活介護ふくにゃん	長崎県西海市大島町1876番地59	社会福祉法人福医会	理事長 山田 直樹	長崎県西海市大島町1876番地59	令和6年11月1日	短期入所生活介護
4270502315	ヘルパーステーション はなの木	長崎県大村市皆同町35番地3	株式会社 樺	代表取締役 野中 康弘	長崎県大村市皆同町35番地3	令和7年1月1日	訪問介護
4270301411	ミタカトライブ株式会社島原営業所	長崎県島原市秩父が浦町丁3543-16	ミタカトライブ株式会社	代表取締役 一森 昌治	熊本県八代市宮地町1577番地1	令和7年1月1日	福祉用具貸与
4270301411	ミタカトライブ株式会社島原営業所	長崎県島原市秩父が浦町丁3543-16	ミタカトライブ株式会社	代表取締役 一森 昌治	熊本県八代市宮地町1577番地1	令和7年1月1日	特定福祉用具販売

長崎県告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、次の事業者を指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地			指定年月日	サービスの種類
4260490307	フォーリーフ 諫早訪問看護ステーション	長崎県諫早市永昌町10番8号 江口貸事務所2F202号	合同会社アーケオプテリクス	代表社員 才津 康隆	長崎県長崎市住吉町3番1号	令和6年9月1日	介護予防訪問看護
4260390077	キュアサポート アミスヴィラ森岳	長崎県島原市城内1丁目1836-1	社会福祉法人駿光会	理事長 野口 博司	熊本県熊本市中央区本荘5丁目10-23	令和6年9月24日	介護予防訪問看護
4261190112	ケアランド訪問看護ステーション	長崎県西彼杵郡時津町浦郷428番地13	一般社団法人在宅支援長崎	代表理事 下村 千枝子	長崎県西彼杵郡時津町浦郷428番地13	令和6年10月1日	介護予防訪問看護

4252380011	短期入所生活 介護ふくにや ん	長崎県西海市大島 町1876番地59	社会福祉法人 福医会	理事長 山 田 直樹	長崎県西海市大島 町1876番地59	令和6年11月1日	介護予防 短期入所 生活介護
4270301411	ミタカトライ ブ株式会社島 原営業所	長崎県島原市秩父 が浦町丁3543-16	ミタカトライ ブ株式会社	代表取締役 一森 昌治	熊本県八代市宮地 町1577番地1	令和7年1月1日	介護予防 福祉用具 貸与
4270301411	ミタカトライ ブ株式会社島 原営業所	長崎県島原市秩父 が浦町丁3543-16	ミタカトライ ブ株式会社	代表取締役 一森 昌治	熊本県八代市宮地 町1577番地1	令和7年1月1日	特定介護 予防福祉 用具販売

長崎県告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、次の事業者から指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地			届出受理年月日	サービスの 種類
4272400278	訪問介護事業 所 吾妻荘	長崎県雲仙市吾妻 町馬場名406番地	社会福祉法人 吾妻福祉会	理事長 松 竹 正純	長崎県雲仙市吾妻 町馬場名406番地	令和6年9月30日	訪問介護
4271401616	デイサービス センター「く にみの里」	長崎県雲仙市国見 町多比良戊1449番 地415	株式会社 日 進開発	代表取締役 副島 真紀	長崎県島原市上新 丁1丁目4158番地 1	令和6年9月30日	通所介護
4272100233	福祉用具貸与 事業所 うる おいネット夢 郷	長崎県壱岐市郷ノ 浦町志原西触552 番地1	有限会社 夢 郷	代表取締役 長嶋 立身	長崎県壱岐市郷ノ 浦町志原西触552 番地1	令和6年9月30日	福祉用具 貸与
4272200371	天意ホームヘル プステーション	長崎県五島市大荒 町684番地1	有限会社 グ ループホーム 天意	代表取締役 谷川 真由 美	長崎県五島市大荒 町1310番地12	令和6年11月30日	訪問介護
4272200421	大坪歯科医院	長崎県五島市大荒 町235-1	大坪歯科医院	医院長 大 坪 真一郎	長崎県五島市大荒 町235-1	令和6年12月31日	居宅療養 管理指導
4270300173	株式会社 ミ タカ 島原営 業所	長崎県島原市秩父 が浦町丁3543-16	株式会社 ミ タカ	代表取締役 藤本 宏輝	熊本県上益城郡嘉 島町上仲間850番 地2	令和6年12月31日	福祉用具 貸与
4270300173	株式会社 ミ タカ 島原営 業所	長崎県島原市秩父 が浦町丁3543-16	株式会社 ミ タカ	代表取締役 藤本 宏輝	熊本県上益城郡嘉 島町上仲間850番 地2	令和6年12月31日	特定福祉 用具販売
4272400583	介護老人保健 施設 真寿苑	長崎県雲仙市瑞穂 町伊福甲681番地	社会福祉法人 真和会	理事長 大 野 秀明	長崎県諫早市多良 見町元釜556番地	令和7年1月31日	訪問リハ ビリテー ション

長崎県告示第179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、次の事業者から指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

介護保険 事業所番号	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地			届出受理年月日	サービスの 種類
4270401666	盲養護老人 ホーム 光明 荘	長崎県諫早市有喜 町637番地	社会福祉法人 寿光会	理事長 出 口 晴彦	長崎県諫早市有喜 町537番地5	令和6年9月30日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
4272100233	福祉用具貸与 事業所 うる おいネット夢 郷	長崎県杵岐市郷ノ 浦町志原西触552 番地1	有限会社 夢 郷	代表取締役 長嶋 立身	長崎県杵岐市郷ノ 浦町志原西触552 番地1	令和6年9月30日	介護予防 福祉用具 貸与
4272100290	杵岐市立老人 ホーム	長崎県杵岐市勝本 町本宮南触1323番 地7	杵岐市	市長 篠原 一生	長崎県杵岐市郷ノ 浦町本村触562番 地	令和6年11月30日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
4272200421	大坪歯科医院	長崎県五島市大荒 町235-1	大坪歯科医院	医院長 大 坪 真一郎	長崎県五島市大荒 町235-1	令和6年12月31日	介護予防 居宅療養 管理指導
4270300173	株式会社 ミ タカ 島原営 業所	長崎県島原市秩父 が浦町丁3543-16	株式会社 ミ タカ	代表取締役 藤本 宏輝	熊本県上益城郡嘉 島町上仲間850番 地2	令和6年12月31日	介護予防 福祉用具 貸与
4270300173	株式会社 ミ タカ 島原営 業所	長崎県島原市秩父 が浦町丁3543-16	株式会社 ミ タカ	代表取締役 藤本 宏輝	熊本県上益城郡嘉 島町上仲間850番 地2	令和6年12月31日	特定介護 予防福祉 用具販売
4272400583	介護老人保健 施設 真寿苑	長崎県雲仙市瑞穂 町伊福甲681番地	社会福祉法人 真和会	理事長 大 野 秀明	長崎県諫早市多良 見町元釜556番地	令和7年1月31日	介護予防 訪問リハ ビリテー ション

長崎県告示第180号

長崎県ビジネス支援プラザ条例（平成16年長崎県条例第75号）第3条の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県ビジネス支援プラザ	東京都千代田区三番町2番地 株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博昭	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

長崎県告示第181号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定公金事務取扱者の指定日
令和7年2月28日
- 2 指定公金事務取扱者の住所及び氏名
東京都千代田区三番町2番地

株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博昭

3 委託事務の内容

長崎県ビジネス支援プラザ条例（平成16年長崎県条例第75号）第12条に規定する使用料の徴収

4 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

長崎県告示第182号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターから事務所所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

1 事務所の名称

下五島障害者就業・生活支援センター

2 事務所の所在地

（変更後）長崎県五島市紺屋町1番地49

（変更前）長崎県五島市三尾野1丁目1番13号 橋本ビル1階

3 変更日

令和7年4月1日

4 変更理由

安定した事業運営に繋げるための経費削減及び駐車スペース拡大による利用者の利便性向上のため

長崎県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 長崎多良見線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西彼杵郡長与町本川内郷字小園152番3地先から 西彼杵郡長与町本川内郷字小園152番3地先まで	前	11.6～16.9	16.1	
	後	12.7～17.0	16.1	

長崎県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 有川奈良尾線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考

南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字鯛ノ浦道脇247番246地先から 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字鯛ノ浦道脇247番246地先まで	前	5.5～5.7	87.6	
	後	5.5～17.7	87.6	

長崎県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路 線 名 有川奈良尾線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字鯛ノ浦道脇247番37地先から 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字鯛ノ浦道脇247番65地先まで	前	6.7～9.7	69.4	
	後	9.5～16.9	69.4	

長崎県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎多良見線	西彼杵郡長与町本川内郷字壺丁田17番1地先から 西彼杵郡長与町本川内郷字小園152番3地先まで	令和7年3月25日

長崎県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川奈良尾線	南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字鯛ノ浦道脇247番246地先から 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字鯛ノ浦道脇247番246地先まで	令和7年3月25日

長崎県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

縦覧に供する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 有川奈良尾線	南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字鯛ノ浦道脇247番37地先から 南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷字鯛ノ浦道脇247番65地先まで	令和7年3月25日

長崎県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	雲仙市小浜町南木指字小田崎平354番1地先から 雲仙市小浜町金浜字下本河内1564番1地先まで	令和7年3月25日

長崎県告示第190号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類	路線名	区 間
主要地方道	佐世保日野松浦線	佐世保市平瀬町3番5から 佐世保市平瀬町9番2までの上下線

長崎県告示第191号

令和元年11月15日国土交通省告示第786号（以下「告示」という。）第2項の規定により、長崎県知事が別に定める基準を、次のとおり定め、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

告示第2項の規定により長崎県知事が定める基準は、次の各項に掲げる要件のいずれかに適合するものであることとする。

1 告示第1項第一号イからハまでのいずれかに該当するものであること。

2 次のイ及びロに該当するものであること。

イ 次の(1)から(5)までのいずれかに該当すること。

(1) 告示第1項第一号ニ(1)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること。

(2) 構造材（柱、梁、母屋及び土台）に用いる木材は、墨付け及び手刻みによる加工を行い、かつ伝統的な継手仕口を用いたものであること。

(3) 貫工法等であること。

(4) 床下が開放的であること。

(5) 外壁周長の過半が縁側等であること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 告示第1項第一号ニ(2)の(i)から(iii)までのいずれかに該当すること。

- (2) 次の(i)から(viii)までのうちいずれか3つ以上に該当すること。
- (i) 軒の出が0.9m以上であること。
 - (ii) 通風に配慮した複数の窓を配置したものであること（高窓、天窗又は地窓の設置、上下や対面に窓を設置する又は部屋間を通し複数の窓から自然の風が出入り可能な間取りであること。）。
 - (iii) 主な居室の大きな窓が掃き出し、連窓、引き込み形式、多層構成の建具等であること（多層構成の建具とは、雨戸、ガラス戸、網戸、障子など複数の建具を用いたものであれば可とする。）。
 - (iv) 6畳以上の広さの畳（県内に本抛地を置く畳業者が製作した畳に限る。）の間又は5㎡以上の広さの土間を設置したものであること。
 - (v) 外壁の過半が塗壁（漆喰塗等）、板張り壁又は自然石貼り壁であること。
 - (vi) 内部の壁の仕上の過半が塗壁（漆喰塗等）又は板張り壁であること。
 - (vii) 屋根が瓦で葺かれていること。
 - (viii) 柱、土台に長崎県産材である木材を用いたものであること。

長崎県告示第192号

出納員の事務の再委任（昭和48年長崎県告示第309号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
次の表の左欄に掲げる課又は事務所等の出納員が会計管理者から委任された事務のうち、歳入金の収納及び記録管理に関する事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、同表右欄に掲げる職にある会計員に委任させた。		次の表の左欄に掲げる課又は事務所等の出納員が会計管理者から委任された事務のうち、歳入金の収納及び記録管理に関する事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、同表右欄に掲げる職にある会計員に委任させた。	
同	畜産研究部門長	同	畜産研究部門長
佐世保特別支援学校	分校の教頭	ろう学校	分校の教頭
虹の原特別支援学校	略	虹の原特別支援学校	略
鶴南特別支援学校	略	鶴南特別支援学校	略
時和特別支援学校	分校の教頭		
長崎図書館	略	長崎図書館	略

長崎県告示第193号

長崎県財務規則第9条の2に規定する知事が徴収を行う手数料（令和6年長崎県告示第604号）の一部を次のとおり改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第2		別表第2	
番号	手数料の名称	番号	手数料の名称
1～3	略	1～3	略
3の2	公害に係る紛争処理の手續に要する費用等に関する条例（昭和45年長崎県条例第55号）第4条に定める手数料		
4～23	略	4～23	略

公 告

肥料登録の失効（公告）

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第15条第1項の規定により、次のとおり肥料登録を失効した。

令和7年3月25日

長崎県知事 大石 賢吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	住所または所在地	氏名または名称
長崎県肥 第690号	肉骨粉	大元肉骨粉515号	窒素全量 5.0% りん酸全量 15.0%	佐賀県佐賀市巨勢町大字 東西276番地3	大日興産株式会社 代表取締役 大倉 一夫

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第2号

長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16号）第4条第1項の規定により、令和7年3月17日付けをもって、次のとおり指定された。

令和7年3月25日

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介

県指定された文化財

種 別	名 称	所 有 者	所 在 地	員 数
有形文化財 （建造物）	福建会館 正門・天后堂・番人屋	一般財団法人 長崎福建会館	長崎市館内町3番地1	3棟
有形文化財 （美術工芸品）	教専寺の木造阿弥陀如来立像	教専寺	諫早市森山町上井牟田1843	1躯

人事委員会公告

不服申立て事案の却下決定に係る公示送付（公告）

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成14年長崎県人事委員会規則第24号。以下「規則」という。）第57条第2項及び第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年3月25日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

下記請求人に係る審査請求について、当委員会では当該請求人の死亡を確認したが、請求人の相続人等から当委員会に対し、死亡の日の翌日から起算して6月以内に規則第9条第1項の規定に基づく承継の申出がされなかった。

よって、規則第13条第1項第3号に該当するため、令和7年3月14日付けで、審査を打ち切り、却下することを決定したが、決定書の正本を送付することができないので、ここに公示する。

なお、決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付する。

記

西崎 毅、滝川 正憲、吉村 暁、中島 信一郎、永田 憲行、赤木 史朗、中嶋 一俊、坂田 輝行、
菱沼 幸子、吉田 恒雄、橋口 眞佐子、菱沼 英介、今里 久美子、松添 タメ子、江頭 弘子、

馬場 宗勝、松崎 千伸、平川 孝子、吉田 範子、中濱 嘉浩、松尾 豊子、平松 吉作、谷川 惇、大原 照、山田 謙一、兒玉 哲郎、黒木 幸一、秋山 孝太、松永 間、吉岡 文博、辻田 藤四郎、荒木 宏匡、中尾 カスミ、川野 和昭、品川 フキヨ、釘本 正保、山田 芳廣

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査結果に基づく措置の公表

令和6年9月30日付6有航監第11号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月25日

有明海自動車航送船組合
監査委員 下田 芳之
同 藤井 一恵

7有航第22号
令和7年2月28日

有明海自動車航送船組合
監査委員 下田 芳之 様
監査委員 藤井 一恵 様

有明海自動車航送船組合
管 理 者 栗林 堅一郎 印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和6年9月30日付6有航監第11号の監査結果の報告に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 監査意見について

(1) 監査意見

ア 誘客の推進について

航送需要は回復しつつあるが、収支に直接影響する船舶燃料価格の高騰は高止まりの傾向にあることから、引き続き、価格の推移を適切に把握するとともに、航送需要の更なる拡大を図るため、中期目標達成に向けて、利用者サービスの向上や両県及び関係団体等との連携に努め、効果的な誘客の促進に努める必要がある。

イ 行政職職員の人材育成について

当組合の行政職は、9名という少人数で組合業務全般を運営しているが、50歳未満の職員6名のうち5名が在職10年未満と経験年数が短い職員が大半を占めている。

業務のより円滑な推進及び職員のキャリア形成や職場定着を図るためにも、外部研修等を活用するなど、引き続き必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努める必要がある。

ウ 「有明フェリー中期目標」の着実な推進について

令和5年3月策定の「有明フェリー中期目標」では、老朽化した船舶の更新や利便性の向上などに取り組むことにより、安定した事業の継続を図ることとされている。

令和5年度において、航送実績の回復に伴い純利益が増となるなど、当組合の経営状況は改善しつつあるものの、原油価格をはじめとした物価の高騰に加え、少子高齢化や人口減少などの社会経済情勢から、今後も厳しい経営環境の継続が見込まれるので、進捗管理や検証を行いながら、同目標の着実な推進を図

る必要がある。

(2) 監査意見に対して講じた措置

ア 令和5年度の輸送台数は、コロナ禍前の平成30年度輸送実績の9割近く回復したところであり、一方費用においては、原油価格の高騰により、船舶燃料費が増加し、また、人件費等その他経費の上昇などが収支を圧迫している状況下にある。

このように厳しい経営状況であるが、地元市町や観光協会など関係団体と連携し、観光需要の回復や修学旅行の動向等の変化を的確に捉え、誘致の推進を行うほか、前年度から引き続き「雲仙・有明スローラインきっぷ」、「御船印めぐりプロジェクト」などの企画事業へ参加するとともに、新船建造費補助金還元割引を効果的に活用するなど、誘客の推進に努めていく。

イ 行政職員の人材育成については、今後も職員の業務内容等を考慮し、引き続き外部研修への参加の機会を設け、人材育成に努めていく。

ウ 令和5年度決算と中期目標の比較においては、輸送台数の増加に伴い事業収益が計画より上回った。一方で、費用については原油価格の高騰を受け船舶燃料費が増加したものの、その他経費の削減に努めた結果、計画に近い数値となっており、中期目標を大きく上回る利益を確保できた。

今後も物価高騰や人口減少などの社会経済情勢の変化等の取り巻く環境を注視しつつ、進捗管理や検証を行いながら、中期目標の着実な推進を図っていく。

2 是正・改善を検討すべき事項について

(1) 是正・改善を検討すべき事項

ア 行政財産の使用許可及び使用料の減免について

行政財産の使用に関する事務取扱要領に定めのない行政財産について、使用の許可及び使用料の減免を行っていることから、適正な許可事務を行う必要がある。

イ 組合財産の使用許可使用料について

旧予約センターの使用許可に係る使用料について、収入の調定をしないまま、納入通知書を発行し、納期限内に納付がなかったにもかかわらず、その後、必要な督促の手続きを怠っていたことから、適正な財務事務を行う必要がある。

ウ 契約事務について

設計監理業務委託の契約保証金について、有明海自動車航送船組合会計規程第97条の規定に基づき契約締結時に保証金を納付させるか、もしくは免除決定を行うべきであったが、いずれの手続きも行わないまま契約を締結している。

また、契約日から25日後に、契約保証金の免除決定に必要な履行保証証券を受領していることから、適正な契約事務を行う必要がある。

(2) 是正・改善を検討すべき事項に対して講じた措置

ア 行政財産の使用許可及び使用料の減免について

行政財産の使用に関する事務取扱要領の別表に定めのない行政財産について使用の許可及び使用料の減免を行っていたとの監査指摘を踏まえ、行政財産の使用に関する事務取扱要領について別表も含めて所要の改正を行ったところであり、今後とも適正な事務処理に努めていく。

イ 組合財産の使用許可使用料について

使用許可に係る使用料については、収入調定書の起票と納入通知書の発行を別の担当が行っていたことから、連携したチェック体制が必要にもかかわらず、収入調定を行わないまま納入通知書を発行し、経理システム上での使用料の収納状況の確認や、未収に伴う督促の手続きを行っていなかった。

今後は、収入調定を行ったうえで納入通知書を発行するとともに、納入通知書整理簿に収入日を確実に記載し確認することで未収金に必要な督促手続きを行うなど、適正な事務処理に努めていく。

ウ 契約事務について

当該契約については、公共機関より履行証明を添付した契約保証金免除申請書の提出をもって、契約保証金の免除を行う予定であったが、履行証明の提出が困難となり公共工事履行保証証券に切り替えて手続きを行うこととしたが、手続きに不測の日数を要したため、証券を受領しないまま契約保証金を免除して契約締結を行い、契約後に証券を受領してしまった。

今後は、当組会計規程に則り、契約保証金の納付又は免除決定のうえ契約を行うなど、適正な契約締結の事務処理に努めていく。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト